

三原市男女共同参画審議会一般公募委員募集要領

1 趣旨

三原市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため設置している三原市男女共同参画審議会委員を市民から公募する。

2 審議会の事務

三原市男女共同参画審議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三原市男女共同参画プランの策定または変更に係り意見を述べること
- (2) 三原市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情の申し出に対し意見を述べること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項の調査審議
- (4) 三原市男女共同参画社会づくり表彰の被表彰者の審査

3 任期

2年（令和8年11月1日から令和10年10月31日まで）

※年2回程度の審議会出席

4 報酬等

- ・三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に規定する非常勤特別職
- ・日額7,100円（源泉徴収あり）

5 募集内容

- (1) 募集人員

若干名

(公募委員を含めた審議会委員の総数は13人以内)

(2) 応募資格

市内に住所を有する18歳以上の人

6 応募方法

- ・ 応募用紙に名前(ふりがな)、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業、経歴(職歴や社会活動の経験、現在実践されている活動など)、応募の動機や男女共同参画についての思いを記入し、人権推進課に提出する。
- ・ 応募用紙は、人権推進課または市のホームページで取得する。
- ・ 応募用紙は、持参、郵送、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出する。なお、持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・ 応募用紙は、返却しない。

7 募集期間

令和8年8月3日(月)から令和8年9月15日(火)まで(必着)

8 選考方法

応募用紙により三原市男女共同参画審議会一般公募委員選考委員会で委員候補者を選考のうえ、市長が委嘱する。

9 応募先(問い合わせ先)

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

三原市生活環境部人権推進課

電話(0848)67-6044 FAX(0848)64-4103

電子メール jinken@city.mihara.hiroshima.jp